

浜松都市計画高度利用地区の変更（浜松市決定）

浜松都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度 (注1)	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (浜松駅東街区)	約 7.3ha	60/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (松菱通り Cブロック)	約 0.3ha	60/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松田町)	約 0.8ha	70/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (松菱通り A-1 ブロック)	約 0.2ha	55/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松中央地区)	約 0.7ha	70/10 以下	20/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (旭・板屋地区)	約 2.3ha	75/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	(注2)
高度利用地区 (浜松中央西地区)	約 1.5ha	65/10 以下	20/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	(注2) (注3)
高度利用地区 (浜松東第一地区 6 街区)	約 1.0ha	45/10 以下	20/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	(注4)
高度利用地区 (浜松東第一 1 4 街区)	約 0.4ha	45/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松東第一 2 3 街区)	約 0.5ha	45/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松東第一 2 5 街区)	約 0.7ha	50/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松東第一 1 3 街区)	約 0.6ha	45/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	150 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松東第一 7 街区)	約 0.4ha	35/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (浜松東第一 1 街区)	約 1.1ha	55/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	(注2) (注5)
高度利用地区 (浜北駅前)	約 1.6ha	40/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (鍛冶町三丁目)	約 1.1ha	70/10 以下	20/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	(注6) (注7)
計	約 20.5ha	—	—	—	—	

(注1) ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

(注2) ただし、建築物の容積率の最高限度の適用を受ける場合は、建築物の敷地面積の最低限度は500 m²以上とする。

(注3) ただし、基準容積率50/10の部分の建築物の容積率の最高限度は65/10とし、基準容積率40/10の部分の建築物の容積率の最高限度は55/10とする。

(注4) ただし、基準容積率40/10の部分の建築物の容積率の最高限度は45/10とし、基準容積率30/10の部分の建築物の容積率の最高限度は35/10とする。

(注5) ただし、基準容積率40/10の部分の建築物の容積率の最高限度は55/10とし、基準容積率30/10の部分の建築物の容積率の最高限度は45/10とする。

(注6) ただし、壁面の位置の制限は、道路の上空に設けられる渡り廊下と建築物を接続する部分については適用しない。

(注7) ただし、建築物の建築面積の最低限度は、浜松市中区千歳町110番15の土地については、当該高度利用地区内の他の土地と一の敷地とする場合を除き、適用しない。

「高度利用地区（鍛冶町三丁目）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

- 「高度利用地区（浜松駅東街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 3 年 3 月 12 日浜松市告示第 49 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（松菱通り C ブロック）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、昭和 62 年 7 月 28 日浜松市告示第 170 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松田町）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 2 年 9 月 28 日浜松市告示第 203 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（松菱通り A-1 ブロック）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 2 年 12 月 25 日浜松市告示第 270 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松中央地区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 9 年 7 月 8 日浜松市告示第 272 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（旭・板屋地区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 13 年 11 月 1 日浜松市告示第 370 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松中央西地区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 9 年 7 月 8 日浜松市告示第 272 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 6 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 9 年 7 月 8 日浜松市告示第 272 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 14 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 9 年 12 月 11 日浜松市告示第 449 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 23 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 9 年 12 月 11 日浜松市告示第 449 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 25 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 10 年 9 月 10 日浜松市告示第 321 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 13 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 11 年 12 月 21 日浜松市告示第 374 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 7 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 14 年 12 月 17 日浜松市告示第 508 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜松東第一 1 街区）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 15 年 6 月 27 日浜松市告示第 341 号の計画図表示のとおり」
- 「高度利用地区（浜北駅前）についての位置、区域及び壁面の位置の制限は、平成 8 年 7 月 19 日浜北市告示第 122 号の計画図表示のとおり」